

入札経過調書

件名	江戸川区立第三松江小学校改築に伴う機械設備工事	契約金額(税込み)	¥502,200,000 -
契約者名	東京セントラルエコン 株式会社 (東京都江戸川区松島3-29-12)	予定価格(税込み)	¥507,675,600 -
備考	本件入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額です。 本件入札に係る契約金額は落札者の入札金額に100分の8(こ相当する金額を加算したものです)。		

入札者名	入札金額(円)	価格点(A)	社会的要請点								評価点(A+B)	備考		
			災害・緊急時対応	教育活動・地域諸行事への協力	環境配慮	参加実績	区内下請業者等の活用	労働者への能力開発・福利厚生支援	品質確保への取組	工事成績			工事に関する提案(安全対策等)	社会的要請点(計)(B)
(1) 東京セントラルエコン 株式会社	¥465,000,000	4.12	4.20	3.90	2.70	2.00	8.30	1.75	4.60	5.00	1.50	33.95	38.07	落札者
(2) 株式会社 アイ・エヌ・オー	-													辞退
(3)														
(4)														
(5)														

P2(満点)価格(消費税抜き) ¥392,335,000

【落札者選定理由】

- ・社会的要請に関する取組について、一定の実績及び提案がある。
- ・労働者への能力開発・福利厚生支援について、積極的に取組んでいる。
- ・品質確保への取組について、積極的な提案をしている。
- ・過去工事の工事成績が良好である。
- ・安全対策等の工事に関する積極的な提案をしている。

【落札者に対する江戸川区公共調達審査会からの付帯意見】

- ・災害・緊急時対応について、積極的な応援体制は評価できる。
- ・多くの項目で具体的な提案をしており、評価できる。今回の入札において提案した事項の確実な履行を求める。

【本入札全般に対する江戸川区公共調達審査会からの付帯意見】

- ・複数者の入札参加申請があったにもかかわらず、予定価格の範囲内の応札が1者にとどまったことは、望ましいものではない。本入札制度の趣旨を理解した上で、積極的な応札を期待したい。

記事

※ 社会的要請型総合評価一般競争入札案件
※ 価格点及び社会的要請点は、小数点以下第三位以下を切り捨て、第二位まで表示している。

発注概要

項目	詳細
(1) 工事件名	江戸川区立第三松江小学校改築に伴う機械設備工事
(2) 工事場所	江戸川区中央四丁目13番1号
(3) 工事内容	<p>本工事は、新校舎建設及び校庭整備である。なお、新校舎建設を指定部分と定める。 新校舎建設（工期：契約締結の翌日から平成29年2月28日まで）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 空調設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 電気式空冷ヒートポンプエアコン(室外機)9台(室内機)54台 ガス式空冷ヒートポンプエアコン(室外機)7台(室内機)55台 加湿器93台、集中リモコン一式 ダクト工事一式、吹出し口類一式、保温工事一式、機器調整一式 弁類一式、保温工事一式、配管工事一式 2) 換気設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 全熱交換器59台 消音型ストレートシロッコファン(排気)62台(給気)4台、天井扇18台 片吸込シロッコファン: #4 1基、#3 1基、#2 1/2 7基、#1 1/4 1基 ダクト工事一式、ステンレス製二重フード一式、吹出し口類一式、ダンパー類一式 ベントキャップ一式、保温工事一式、総合調整一式 3) 自動制御設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 自動制御盤6面、自動制御機器一式、配管・配線工事一式、試運転調整一式 4) 給水設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 上水引込50φ1箇所 受水槽FRP製パネルタンク有効16.5m³1基、ポンプ類4組、弁類一式、配管工事一式 5) 給湯設備工事 <ul style="list-style-type: none"> マルチ型給湯器2組、50号給湯器2台、16号給湯器2台、5号給湯器5台 弁類一式、配管工事一式 6) 排水設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 湧水排水ポンプ4組、災害用手洗所1組、グリストラップ1基、柵類一式、排水金物類一式 配管工事一式 公設柵新設5箇所 7) 衛生器具設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 洋風便器76組、オストメイト対応ユニット1組、壁掛小便器36組、他衛生器具一式 水栓類一式 8) 消火設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 消火栓ユニット1基、消火用補給水槽1基、屋内消火栓箱20組、弁類一式、配管工事一式 9) プールろ過設備工事 <ul style="list-style-type: none"> プールろ過ユニット1組、弁類一式、配管工事一式 10) 雨水ろ過設備工事 <ul style="list-style-type: none"> 雨水ろ過ユニット1組、塩素滅菌装置1組、弁類一式、配管工事一式 11) ガス設備工事 <ul style="list-style-type: none"> ガスメータ100号1個、40号1個、25号1個、配管工事一式 <p>校庭整備（工期：平成29年8月から平成29年12月15日まで） 校庭整備に伴う給排水設備工事一式、換気設備工事一式、公設柵新設1箇所</p>
(4) 設計金額	507,675,600円（消費税及び地方消費税を含みます。）
(5) 工期	契約締結の翌日から平成29年12月15日まで

入札参加資格

項目	詳細		
(1) 地方自治法施行令	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。		
(2) 建設業許可	単独企業の場合には、「管工事業」の特定建設業許可を受けていること。特定建設工事共同企業体の場合には、第 1 順位者が「管工事業」の特定建設業許可を受けており、第 2・第 3 順位者が「管工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。		
(3) 技術者の選任	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を選任できること。特定建設工事共同企業体の場合には、第 1 順位者が本工事に専任の監理技術者を選任でき、第 2・第 3 順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ選任できること。		
(4) 工事成績	入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。		
(5) 指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。		
(6) 経営状況	経営不振の状態にないこと。		
(7) 業者登録	<p>単独企業又は特定建設工事共同企業体の第 1 順位者が江戸川区建設工事等競争入札参加登録者名簿に「給排水衛生工事」及び「空調工事」を申込業種として登録していること。</p> <p>特定建設工事共同企業体の第 2・第 3 順位者が江戸川区建設工事等競争入札参加登録者名簿に「給排水衛生工事」又は「空調工事」の一方又は両方を申込業種として登録していること。</p>		
(8) 参加形態	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> <p>1) 江戸川区内に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 25・26 年度江戸川区給排水衛生工事格付（以下「区給排水格付」という。）及び江戸川区空調工事格付（以下「区空調格付」という。）A の者であること。</p> <p>■2 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p> <p>■3 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が B 以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30% 以上とすること。 3 者の場合は 20% 以上（ただし、区</p> </td> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> <p>2) 江戸川区外に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 26 年度東京都給排水衛生工事格付等級順位（以下「都給排水格付」という。）及び東京都空調工事格付（以下「都空調格付」という。）A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。</p> <p>■2 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p> <p>■3 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が B 以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30% 以上とすること。 3 者の場合は 20% 以上（ただし、区給</p> </td> </tr> </table>	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 25・26 年度江戸川区給排水衛生工事格付（以下「区給排水格付」という。）及び江戸川区空調工事格付（以下「区空調格付」という。）A の者であること。</p> <p>■2 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p> <p>■3 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が B 以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30% 以上とすること。 3 者の場合は 20% 以上（ただし、区</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 26 年度東京都給排水衛生工事格付等級順位（以下「都給排水格付」という。）及び東京都空調工事格付（以下「都空調格付」という。）A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。</p> <p>■2 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p> <p>■3 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が B 以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30% 以上とすること。 3 者の場合は 20% 以上（ただし、区給</p>
<p>1) 江戸川区内に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 25・26 年度江戸川区給排水衛生工事格付（以下「区給排水格付」という。）及び江戸川区空調工事格付（以下「区空調格付」という。）A の者であること。</p> <p>■2 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p> <p>■3 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区給排水格付及び区空調格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が B 以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30% 以上とすること。 3 者の場合は 20% 以上（ただし、区</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者</p> <p>①格付</p> <p>■単独企業 平成 26 年度東京都給排水衛生工事格付等級順位（以下「都給排水格付」という。）及び東京都空調工事格付（以下「都空調格付」という。）A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。</p> <p>■2 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が A の者であること。</p> <p>■3 者による特定建設工事共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都給排水格付及び都空調格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 900 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方が B 以上の者であること。</p> <p>②特定建設工事共同企業体における出資比率</p> <p>■第 1 順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>■第 2 順位者 2 者の場合は 30% 以上とすること。 3 者の場合は 20% 以上（ただし、区給</p>		

項目	詳細	
	給排水格付又は区空調格付 B の場合は 20%) とすること。 ■第3順位者 20%以上（ただし、区給排水格付又は区空調格付 B の場合は 20%) とすること。	排水格付又は区空調格付 B の場合は 20%) とすること。 ■第3順位者 20%以上（ただし、区給排水格付又は区空調格付 B の場合は 20%) とすること。
(9)電気設備工事との同時入札参加の制限	「江戸川区立第三松江小学校改築に伴う機械設備工事」の入札参加申込者は、「江戸川区立第三松江小学校改築に伴う電気設備工事」及び「江戸川区立篠崎第三小学校改築に伴う電気設備工事」への入札参加申請はできません。	
(10)同時期公告の改築校への入札参加	「江戸川区立第三松江小学校改築に伴う機械設備工事」の入札参加者は、「江戸川区立篠崎第三小学校改築に伴う機械設備工事」についても入札参加申請することができます。ただし、双方の落札者となることはできません。	
(11)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況	入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。	
(12)下請代金支払遅延等防止法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。	
(13)建設業法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止命令歴がないこと。	
(14)労働基準法等の遵守状況	入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。	
(15)暴力団等排除措置	江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。	